

日病薬発第 2024-178 号
令和 6 年 12 月 20 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 武 田 泰 生
医療 DX 対応検討特別委員会
委 員 長 舟 越 亮 寛

医療機関による電子処方箋発行の一時停止および
医療機関等向け総合ポータルサイトからのメールの確認について
(緊急のお知らせとお願い)

平素より、本会の活動にご高配をいただきまして厚く御礼申し上げます。
電子処方箋の運用およびチェックリストについては、令和 6 年 12 月 19 日付
け日病薬発第 2024-174 号でご連絡しております。

本件について、厚生労働省より令和 6 年 12 月 20 日から 24 日の間で電子処
方箋の発行機能を停止するとの発表がありました。電子処方箋の発行が再開す
るまでは紙の処方箋が発行されます。詳細は別添をご参照ください。

上記期間は薬局から電子処方箋管理サービスへの調剤情報の登録は従来通り
行えますが、医療機関から電子処方箋を発行することは出来ません。また、医療
機関・薬局に向けて医療機関等向け総合ポータルサイトより電子処方箋の設定
が正しく行われていることの確認依頼メールが送付されます。

医薬品マスタ整備に薬剤部門が関与している場合には、医療機関内で薬剤部
門への連絡漏れが無いようご確認、ご対応の程よろしくお願いたします。

1. メールの要点

- 電子処方箋を発行している医療機関・薬局は、電子処方箋の設定が正しく行
われていること（医薬品コードにダミーコードを使用していないこと等）を点
検し、厚生労働省に報告すること
- 厚生労働省は確認できた医療機関・薬局を厚生労働省の HP 上で公開し、12

月 25 日以降、確認が完了して HP 上で公開された医療機関・薬局のみが電子処方箋発行・応需を再開する対応を行うとのこと

- 停止期間中も、薬局での重複投薬チェック、薬剤情報閲覧、調剤結果登録などは可能であること

2. 12 月 25 日以降、電子処方箋を発行する医療機関と応需する薬局において継続した留意点

- システム上、当面の間は医薬品コードにダミーコードが利用可能であること。
- 薬価基準単位量と異なる単位で電子処方箋として登録している施設において、薬局システム上用量表示の運用面での課題や用法コードの運用面での課題などは解消されていないこと。
- 医療機関の医薬品コードが注視されていますが、薬局での医薬品コード紐づけの課題もあること。

先日、医療機関等向け総合ポータルサイト上で公開された「電子処方箋の運用に関するチェックリスト（医療機関向け）」の対応を含め、患者の安全を最優先にした運用をお願いいたします。

また、現時点において具体的事例は非公開であるため、本会としては強く具体的事例の公開を求めてまいります。今後、具体的事例が発生した場合には、本会にご連絡頂くようお願い申し上げます。

○医療機関等向け総合ポータルサイト
電子処方箋管理サービスの一時停止について

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=fbdf577933e69610877c4632cd5c7b15

別添 1：電子処方箋システム一斉点検の実施について（報道関係者版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47699.html

別添 2：電子処方箋システムの一斉点検の実施について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001360005.pdf>

別添 3：日本薬剤師会号外 2 【重要な注意喚起】 2024 年 12 月 20 日発

<照会先>

一般社団法人 日本病院薬剤師会

事務局総務課

電話： (03)3406-0485

E-mail： somu@jshp.or.jp